

広島県告示第四百三十五号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、昭和五十三年広島県告示第九百号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県呉地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤田雄山

名称	変更後の区域
呉農業振興地域	<p>呉市のうち、別図で黄色に着色した部分（平成元年広島県告示第四百七十二号、平成七年広島県告示第千三百三十三号及び平成十六年広島県告示第七百九十一号で定められた都市計画の市街化区域及び平成元年安浦町告示第八号で定められた都市計画の用途地域）、青色に着色した部分（平成十六年広島県告示第七百八十八号、第七百八十九号及び第七百九十号で定められた港湾区域、昭和四十年広島県告示第六百七十二号、昭和四十六年広島県告示第九百十五号、平成八年広島県告示第千二百二号、平成十一年広島県告示第二百十七号、平成十一年広島県告示第九百八十二号及び昭和四十六年倉橋町告示第八十二号で定められた港湾隣接地域及び平成十九年呉市告示第九十一―一二号で定められた臨港地区）、紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号五二九及び五七二から五七五までの区域（郷原町）及び林班番号五二六、五三〇から五三二まで、五三四から五四二まで及び五三〇と市界に囲まれた民有林の区域（安浦町））、赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画に定められた民有林の林班番号三二一から五四まで及び四八に囲まれた区域（郷原町）及び林班番号一から五七までの区域（倉橋町））、桃色に着色した部分（昭和二十五年厚生省告示第百四十五号で定められた瀬戸内海国立公園の第一種特別地域及び第二種特別区域のうち横島及び黒島の区域（倉橋町）及び第三種特別地域の区域（安浦町））、緑色に着色した部分（昭和三十二年建設省告示第四百三号で定められた都市計画の都市公園区域）、水色に着色した部分（渡子三丁目、大字渡子字本手、串ノ峯、井カダ、流田、下光友、ウワダ、奥ヶ迫、敷田、北高瀬岩、南鯛治郎、北沖、大字音戸字栗尻、前管原奥、越路、松田瓦ヶ、鳩岡、二又、中野坪、新谷河内、向田中、小砂古、砂古田、桑の木、長尾、天満、東長尾、大幡、長島及び畑一丁目並びにこれらと町の北及び東側の海面に囲まれた土地、三子島、小アジワ島、沖ノ石の土地（音戸町）、県道四百六十五号安浦川尻線のうち日之浦堤防の南端と接する地点から塩谷堤防の北端に接する地点と海面に囲まれた土地の区域（安浦町））に該当する土地の区域を除いた区域。</p>